

現行の政令濃度上限値を超える低レベル
放射性廃棄物処分への取組みについて
(案)

平成10年10月20日
原子力委員会決定

1. 当委員会は、原子力バックエンド対策専門部会（以下「専門部会」）から、現行の政令濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物処分に関する基本的考え方についての調査審議の結果について報告を受けた。

原子力発電所等の原子炉施設において発生する低レベル放射性廃棄物については、原子炉設置者が、直接の廃棄物発生者として処分を適切かつ確実に行う責任を有する。その廃棄物の大部分を占めるいわゆる現行の政令濃度上限値以下のものについては、既に制度整備がなされており、その一部は六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターにおいて埋設処分が開始されている。専門部会は、使用済み制御棒や原子炉の解体によって廃棄物となる炉内構造物の一部などこの濃度を超える廃棄物について、合理的な処分が安全に行われるようその処分方策の検討を行った。

専門部会は、技術的・制度的事項に関して幅広い審議を1年半にわたり行い、また、国民の意見を適切に集約・反映すべく意見募集を行い、報告書を取りまとめた。

2. 専門部会報告書では、当該廃棄物について、含まれる放射性物質の濃度等を踏まえた安全な処分方策、安全確保に係る関係法令の整備の進め方、処分事業の責任分担のあり方と実施体制、実施スケジュール、情報提供など、処分を行う上で必要と考えられる事項についての基本的考え方が取りまとめられている。当委員会としてはこれらの専門部会報告書の結論は妥当と判断する。

3. 専門部会報告書の取りまとめにより、原子力発電所等の原子炉施設の運転と解体に伴って発生する低レベル放射性廃棄物全体について、処分の基本的考え方が示されたことになる。今後、専門部会報告書を尊重し、放射性廃棄物処分についての国民の理解を得るための一層の努力を払うことが必要である。また、原子炉設置者においては、当該廃棄物の安全かつ合理的な処分を確実に実施するために、2000年頃を目途に実施体制を含めて処分計画の明確化を図るよう、関係機関間の十分な連携の下に取り組むこととする。同時に国においては、安全基準等の策定に関する調査審議を進め、関係法令の整備等所要の措置を講じることが期待する。

4. 当委員会としては、こうしたそれぞれの施策が総合的に進められることが重要であると考えており、関係機関における取組みの進捗状況を的確に把握しつつ、実施体制の確立等、処分事業の着実な実施を推進する。